

2015 年 7 月 22 日  
NGO・外務省定期協議会  
第 1 回連携推進委員会

## 国連開発資金会議 報告

### 1. 基本事項

#### (1) 開催事項

- ① 場所: エチオピア連邦民主共和国 アディスアベバ市  
国際連合アフリカ経済委員会 (UNECA)
- ② 日時: 2015 年 7 月 13 日～16 日
- ③ 内容: 「アディスアベバ行動アジェンダ」を採択  
※フォローアップ会議を 2019 年までに開催することを検討。

#### (2) 日本の NGO の参加

- ・大野容子 (セーブ・ザ・チルドレン/動く→動かす)
- ・近藤光 (ACE/市民ネットワーク for TICAD)
- ・稲場雅紀 (動く→動かす/市民ネットワーク for TICAD)

### 2. 謝辞

- (1) 近藤光及び稲場雅紀の本会議への派遣は、外務省 NGO 研究会 (アフリカ開発と NGO=TICAD VI に向けて) の「海外調査」として実施された。外務省に心より感謝いたします。(※大野容子の派遣は「Beyond2015」委託事業にて実施)
- (2) 本会合中において、7 月 13 日に城内実・外務副大臣、15 日に鈴木量博・駐エチオピア日本大使との会合を行った。本国会合をセットして下さった外務省および駐エチオピア日本大使館に心より感謝申し上げます。
- (3) 本会合に向けて、6 月 25 日に「第 11 回ポスト 2015 に関する NGO・外務省意見交換会」および「開発資金に関するテーマ別意見交換会」を開催した。本件意見交換会の開催および大菅岳史参事官からの積極的かつ率直な情報提供、意見表明に心より感謝申し上げます。

### 3. 同会議に関連しての NGO としての活動

#### (1) 会議に直接関連する取り組み

同会議に参加し、各国市民社会やメジャー・グループと連携して、特に以下の主要な論点について政策提言や関係者への働きかけを行った。

- a) 革新的資金創出メカニズム、国際連帯税関係
- b) 「租税分野における国際協力に関する専門家委員会」の政府間組織への再編問題、その他租税と「国内資金動員」
- c) 「共通だが差異ある責任」原則
- d) 民間資金の活用拡大等
- e) ODA の増額 他

#### (2) サイド・イベント等への参加

同会議のサイド・イベントについて、参加・協力等を行った。

- a) 「グローバル・ファンド活動者ネットワーク」(GFAN) ハイレベル・ランチ会合 (7 月 12 日) の総括発言 (稲場)

b) 「汎アフリカ気候正義同盟」(PACJA)「気候変動対策資金」サイド・イベントでのパネル・ディスカッション出演(稲場)他

その他、関連するサイド・イベント企画への参加等

(3) TICAD 関連(アフリカ連合委員会との関係づくり)

◎ TICAD を含むアフリカ開発関連イニシアティブ全体を担当するレヴィ・ウチエ・マデュウェケ・議長官房戦略パートナーシップ部長と会談(7月13日)

◎ TICAD を直接担当するマイムーナタ・コンパオレ＝ワタラ・首席政策担当官(議長官房パートナーシップ管理調整課)と会談(7月16日)

#### 4. 会議概要と評価(報告者)

(1) エチオピアの地で、様々な努力の積み重ねにより、今後の開発資金の在り方に関する総合的な方針・戦略に関する合意が形成されたことを評価。

(2) 革新的資金創出について、金融取引税をはじめとする国際連帯税など、グローバルな公的資金創出の必要性が明記されなかったことは NGO として残念。「開発のための革新的資金に関するリーディング・グループ」が現在進めている「国際連帯税に関する宣言」に、同グループの一員である我が国が署名することを希望。(フランス、チリ、韓国はすでに署名)

(3) 「国内資金動員」(DRM)の主軸である各国の税制に関して、現在国連にある専門家機関(租税分野における国際協力に関する専門家委員会)について、これを政府間組織に格上げするかどうかをめぐる問題について、結局、格上げという決定がなされなかったことは NGO として残念。決定された同専門家機関の改革がより積極的な形で行われること、一部先進国が提唱した「アディス・タックス・イニシアティブ」による税制強化への協力が注目。

(4) 民間投資の拡大、官民連携パートナーシップ等による開発の促進について、これらが途上国開発を促進する役割に注目しつつ、労働権を含む人権、環境、国際および国内の格差拡大に関し、NGO として注視。また、低中所得国における最貧層・社会的脆弱性に直面するコミュニティにおける基礎的社会サービスの充実や開発の促進において重みを増す公的資金の重要性を強調。

(5) 当該会議で採択された合意文書およびこれらをめぐる政治において我が国が果たした役割について、日本の NGO として注視。

(6) 「すべての女性・全ての子ども」(Every Woman Every Child)支援国際金融ファシリティ(GFF)の設立について、SRHR、母子保健、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの確立に向けた立場から歓迎するとともに、我が国を含む各国の資金拠出・協力動向を NGO として注視。

以上